

# 木造住宅耐震診断士派遣制度

【令和8(2026)年度版】

## 〇制度の概要

旧耐震基準の住宅（昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅）は、現在の基準に比べて耐震性が低いものが多く、大地震が起こったときに倒壊する危険性があります。

いつ発生してもおかしくない大地震に備え、まずは、お住まいの住宅の耐震性を知ることが大切です。

この制度は、市が耐震診断士を派遣し、無料で耐震診断を実施するものです。お住まいの住宅の耐震性について認識を深めていただくとともに、耐震改修などの耐震化を検討するきっかけとして、ぜひご活用ください。

## 〇対象要件及び実施内容

耐震診断士派遣を受けるには、次の要件を全て満たすことが必要です。

### (1) 対象となる住宅

- ・市内にある住宅であること（現に居住の用に供する住宅に限る。）。
- ・2階建て以下木造一戸建てであること（併用住宅の場合は住宅部分の床面積が1/2以上であること。）。
- ・在来軸組工法又は枠組壁工法であること。
- ・賃貸を目的としない住宅であること。
- ・昭和56年5月31日以前の基準により建築された住宅であること（昭和56年6月1日以降に過半未満の増築した住宅を含む。）。

※昭和56年5月31日以前に建築した住宅であっても、同年6月1日以降に過半以上の増築をしている場合は、対象となりません。

### (2) 対象者

- ・対象住宅を所有している方又は当該所有者の二親等以内の親族の方
- ・耐震診断補助金を過去に受けたことがない方
- ・耐震診断士派遣制度による耐震診断を受けたことがない方
- ・国、県及び市（区町村）税を滞納していない方

### (3) 実施内容

耐震診断士による耐震診断

※耐震改修等を検討する場合があります。

※市が全額補助するため、自己負担はありません。

## ○申請方法

この制度を利用する場合は、次の書類を建築指導課に提出してください。

- (1) 耐震診断士派遣申込書(様式第1号)
- (2) 補助対象住宅の所有者を確認できる書類(登記事項証明書、家屋評価証明書、固定資産税の納税通知書等)
- (3) 耐震診断を行う住宅の所在地が分かる案内図
- (4) 建物平面図(対象住宅の図面がある場合に限る。)
- (5) 申請者と所有者との関係を確認できる書類(住民票の写し、戸籍謄本等)

**※申請者と所有者が同一の場合は、不要です。**

### 【那須塩原市ホームページ】



問合せ先

那須塩原市 建築指導課 指導係

☎ 0287(62)7169